

陸上自衛隊那覇訓練場

対象防衛関係施設の所在地	沖縄県那覇市	字小禄石大庭原千八百三十八番地一
対象防衛関係施設の区域	沖縄県那覇市	字安次嶺（次の図面に示す部分に限る。）、字小禄（次の図面に示す部分に限る。）及び字鏡水（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	沖縄県那覇市	赤嶺一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、字安次嶺（次の図面に示す部分に限る。）、字大嶺（次の図面に示す部分に限る。）、字小禄（次の図面に示す部分に限る。）、字鏡水（次の図面に示す部分に限る。）、字当間（次の図面に示す部分に限る。）、垣花町二丁目及び三丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、金城一丁目から三丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）まで、四丁目及び五丁目（次の図面に示す部分に限る。）、住吉町一丁目及び三丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）並びに山下町（次の図面に示す部分に限る。）
	次に掲げる点を順次結んだ線及び一に掲げる点と二に掲げる点を結ぶ海岸線により囲まれた海域	一 北緯二十六度十三分、東経百二十七度三十九分十五秒の点 二 北緯二十六度十二分四十九秒、東経百二十七度三十九分四十一秒の点

備考

- 一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。
- 二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
- 三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
- 四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

# 陸上自衛隊那覇訓練場周辺地域

(沖縄県那覇市字小禄石大庭原1838番地1)



この地図は、縮尺2万5,000分の1の地形図相当の誤差を有しております。また、地図上に記載した区域を示す線はデータ作成上の誤差を含んでいます。そのため、区域の概略の位置を示す参考図として御利用ください。なお、対象施設の区域及び対象施設周辺地域に御不明な点がある場合には、対象施設の管理者にお問い合わせください。

国土地理院の地理院地図を利用

対象施設の区域



対象施設周辺地域

